

開発協力適正会議

第56回会議録

令和3年4月27日（火）

外務省 8階893会議室（オンライン開催）

《議題》

1 報告事項①

- (1) 軍関係者が関わった事業の報告
- (2) 令和2年度（2020年度）ODA評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和3年度（2021年度）ODA評価（第三者評価）対象案件の報告

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) キルギス「ビシュケク市及びチュイ州医療機材整備計画」（無償）
- (2) パラグアイ「西部輸出回廊整備計画」（有償）
- (3) ナイジェリア「コメ種子生産体制強化計画」（無償）

3 個別案件に限らない問

4 報告事項②

岩城委員の退任について

5 事務局からの連絡

1 報告事項①

- 小川座長 こんにちは。それでは、第56回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

本日は西田委員が所用によりまして欠席しております。

今回は年度最初の適正会議でありますので、毎年の報告事項であります、軍関係者が関わった事業の報告と、令和2年度（2020年度）ODA評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和3年度（2021年度）ODA評価（第三者評価）対象案件の報告につきまして、冒頭、外務省の説明者から御報告をお願いいたします。

今回の適正会議は過去数回と同様、T e a m s を利用したテレビ会議形式で行います。また、今回は議事進行者、回答者も一部、T e a m s を利用して参加しますため、途中音割れや途切れること等があれば、随時指摘をいただきたいと思っております。

また、今回から、テレビ会議形式であります。一般の方にも議論を傍聴いただけるようアレンジしていただいております。

(1) 軍関係者が関わった事業の報告

- 小川座長 それでは、まず報告事項として、軍関係者が関わった事業の報告から入りたいと思っております。外務省の説明者から御報告をお願いいたします。

- 臼井課長 外務省国際協力局政策課の臼井でございます。今日はよろしく申し上げます。

では、説明させていただきます。軍関係者が関わったODA案件に関して、今日は2点、主に報告させていただきたいと思っております。1点目は、令和2年度に決定された、軍関係者が関わったODA案件のうち、案件を形成した後に軍関係者の参加が判明した案件等の報告。2点目は、軍事用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則が遵守されているか、モニタリングを行っている案件についての報告です。

今日は横紙で9枚の表をお配りさせていただいておりますが、報告の内容はそこにあるとおりです。

1点目、つまり令和2年度に決定された、軍関係者が関わったODA案件については6件ありまして、この表で言うところの1ページ目から2ページ目の1～6と書い

である表です。案件形成の後に結果として軍関係者が関わった案件や、既に過去に適正会議において報告済みの案件と同様の案件であるため、事後報告としている案件になります。いずれも協力の趣旨・目的、2番目に対象主体、それから、3番目に内容と効果、こういった観点から検討を行った結果、軍事利用の回避の原則に照らして問題ないという判断をいたしております。

具体的には、この1ページから2ページにある表の中ではありますが、1～3は既に報告済みの案件と同様の案件でございます。それから、4～6は後から軍関係者が参加するようになった案件でございます。例えば災害時の救援活動の能力強化、あるいは防災・地域開発を含む政策の立案とか、後は海難救助・海上犯罪への対応能力強化といった協力になっております。

こういうものがまず1つ目の1～6についてございまして、その次の2ページ目から9ページにわたる全31の案件は、これまで過去の適正会議でも御説明しましたが、その後、軍事用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則に照らして適切かどうかをモニタリングしてきている案件でございます。これについても、いずれもそういった点は問題ないと我々は考えております。

取りあえず、私からの御説明は以上でございます。

- 小川座長 どうもありがとうございました。
委員の皆様から何か御質問とかはありますか。よろしいですか。
- 松本委員 1点よろしいですか。
- 小川座長 どうぞ。松本委員、お願いします。
- 松本委員 事前チェックという意味では、今までもこういうやり方をしていますので、これを踏襲せざるを得ないとは思っていますが、一方で例えばミャンマーの行政官が今もなお留学されているという理解でよろしいのでしょうか。
- 臼井課長 一部はそうです。来日中の者もおりますし、来日待ちの状況の人もあります。
- 松本委員 こういう場合、伺いたいのは、もちろん、ミャンマーの方だけではなくて、この軍関係者の人を受け入れるときに、やはりそういう軍のことしか分からない人たちに公共政策について分かってもらったり行政管理について分かってもらうのはすごく大事なことです。という議論を開発協力適正会議でした記憶があり、それは目的としては私もそのとおりにだと思っているのですけれども、実際に現在クーデター下の中であって、こういう軍の人も入ってきて、そういう民政化にすごく役に立つという

ことに対して、どのようにお感じになられているか、あるいはモニタリングの中でどういうふうに捉えられているのかという、これは多分、ここでお答えできるかどうかは分からないのですが、やはり今、このアカウントビリティコミッティーということからいきますと、国民の関心事でもあると思いますので、こうした目的はともいいと思うのですが、本当にそういう目的を達成できそうな状況にあって、今、ミャンマーから軍籍のある人をトレーニングしているのか、留学しているのかという点について御意見を伺わせていただければと思います。

○ 臼井課長 ありがとうございます。

この軍隊あるいは軍関係者の参加するODA案件は非常にいろいろな要素を含んでいて難しい、評価もまた難しい面があるかと思えます。そういう意味では松本先生が今、おっしゃったような御指摘もあろうかなと思っておりますが、この案件自体、申し上げますと、やはりミャンマーの実態を踏まえて、ミャンマー政府の能力向上を通じた開発課題の解決を目的として、クーデターの前からこういうことをやっていて、ミャンマーの国民生活あるいは経済社会開発分野での政策立案能力の向上という意味では、ODAが目指す一つの目標はやはり適っているものだというふうには理解しております。

ただ、もちろん、今のような事態は起きているので、今後の対応については、ミャンマーにおける事態の沈静化とか、民主的な体制がどうなるかとか、そういったものを含めて、どのような対応が効果的なのかというのは考えていく必要があるのかなとは思っています。

○ 小川座長 よろしいでしょうか。

○ 松本委員 はい。

○ 小川座長 ほか、何か御質問はございますか。よろしいですか。

(2) 令和2年度（2020年度）ODA評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和3年度（2021年度）ODA評価（第三者評価）対象案件の報告

○ 小川座長 よろしければ、続きまして、2番目の令和2年度（2020年度）ODA評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和3年度（2021年度）ODA評価（第三者評価）対象案件の報告をいただきたいと思えます。外務省の説明者から御報告をお願いいたします。

○ 西野室長 大臣官房ODA評価室の西野と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、昨年度のODA評価結果ですが、資料は令和2年度ODA評価（第三者評価）実施案件と書かれた資料を御参照ください。

私どもODA評価室では、ODAの管理改善、すなわち評価結果を今後のODA政策策定や実施にフィードバックする目的と、評価結果を公表して国民への説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高めて、ODAへの国民の理解と参加を促進する、こういう2つの目的でODA評価を実施しております。

評価の客観性・独立性を担保するとの観点から、ODA評価に知見を持つ有識者とコンサルタントで構成されます評価チームを、入札を経て選定しまして、第三者評価として実施しております。

昨年度は、資料の最初のページに評価の一覧を御用意いたしました。国別評価を3件、ブラジル、モンゴル、ルワンダ。そして、事業レベルの評価。これは外務省が実施している無償資金協力の評価ですが、これを2件、モザンビークとヨルダンの案件で実施しております。

これに加えて、昨年度は通常の評価とはちょっと異なる分析調査を2件実施しております。1つは、過去に実施しました国別評価をレビューして、今後のODA政策の策定に有用な教訓をそこから抽出する。併せて、その手法の改善のための検討を行っております。もう一つは、外務省が実施する無償資金協力、昨年度ですとモザンビークとヨルダンの無償の評価をしていますが、その評価手法の検討も実施いたしました。これまで政策レベルの評価手法を準用する形で評価している、その中で課題が見えてきたため、外務省の無償資金協力の特性を勘案した評価手法を検討したものです。

資料の2ページ目以降が各評価の概要になっております。通常の評価、国別評価3件、無償2件は同じようなひな形で概要としてまとめております。

最初のブラジルの例で少し説明いたしますが、この評価結果のまとめにありますとおり、評価は開発の視点と外交の視点の二本柱で実施しております。開発の視点では、3つの評価基準、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性を設けておりまして、それぞれ4段階でレーティングしております。外交の視点は外交的な重要性和外交的な波及効果の2つの基準で評価を行っております。過去にこの会議でも御指摘いただいたかと思いますが、外交の視点からの評価の拡充に努めているところです。

その後、評価結果に基づく提言ということで記載しておりますが、この提言は外務省内・JICAに共有しまして、関係部署でその対応策を検討し、さらにその1年後には対応策の実施状況を確認するプロセスを取っております。かつ、この対応状況について、まず対応策についてはその翌年度のODA評価年次報告書に掲載しており

まして、さらにその対応策をどう実施したかということは評価結果フォローアップとして翌々年度の年次報告書に掲載する形で公表しております。

なお、2020年版のODA評価年次報告書が最近、外務省ホームページにアップされておりますので、そちらも御参照いただければと思っております。

時間の制約がございますので、個々の評価結果の説明は割愛させていただきますが、国別評価におきましては、全評価において、開発の視点からの評価については極めて高いないしは高いという評価結果でありまして、各国においてODAによる開発効果が確認されております。

無償資金協力個別案件の評価もおおむね高い評価ですが、モザンビークの案件でプロセスの適切性について一部課題があるとされておまして、これは燃料の供与でしたが、その引き渡し後のモニタリングや案件内容の広報が十分でない点が指摘されております。

評価結果に基づく提言については、基本的には各国の状況や事業内容に応じた提言ですが、例えば民間連携、多様なアクターとの連携といった提言。これはブラジルとルワンダでなされております。ほかにも類似の状況にある、ほかの国でも参考にできるものもあると思われまますので、この評価結果は広くODA実施公館を含む省内・JICAに共有しております。

外交の視点からの評価についても、いずれも外交的な重要性や波及効果が見られた、例えば波及効果としては、日本企業進出の一助になっている、あるいは知日派の醸成に役立っている、二国間関係の強化に役立っているということが書かれておまして、外交ツールとしてのODAが有効に使われていることが確認されております。

今年度はコロナの影響が評価でもございまして、現地出張調査を例年は行っておりますが、それが実施できておりません。オンラインによるインタビュー、あるいは現地コンサルタントの活用といった形で一定の質を担保した評価が実施できていると認識しておりますが、評価者の方からは、やはり現地に直接、足を運んで初めて分かること、あるいは五感を通じて得られる情報も実は大きいという声があり、状況が改善すればまた現地出張調査も再開したいと考えております。

一方で今回、オンライン調査を実施したことで、さらにこうした経験を重ねて、また、場合によっては何か新しい技術を活用することで、これまでは評価を見送らざるを得なかったような国々、具体的には治安状況が悪い国ではなかなか評価が実施できておりませんでした。そうした国での評価実施の可能性も広げられるかもしれないということをご期待しております。

以上が通常の評価ですが、分析物についてですけれども、12ページ以降に国別評価のレビュー、手法検討の結果を御用意しております。

幾つかポイントに触れますと、「調査結果のまとめ」の(3)に記載されておりますが、過去の提言や教訓の傾向分析や類型化をした上で、ほかにも適用が可能な教訓

を抽出して、教訓集という形で取りまとめております。

また、13ページになりますが、「評価結果に基づく提言」に記載されておりますが、今後の国別評価の改善点としては、国別開発協力方針改定のタイミングに合わせて評価対象国を選定することによって、より結果をフィードバックできやすくすることですとか、あるいはより技術的な点では、国別評価の検証項目をより明確にするといったこと。さらには、評価結果の示し方についても、アルファベットレーティングの弊害も勘案して表記方法は決めたらいいのではないかとということが挙げられております。これらの提案は今後の国別評価の方法の改善に生かしていきたいと考えております。

もう一つの無償の手法の検討、評価手法の検討ですけれども、15ページ以降に資料を御用意しております。これはかなり評価のテクニカルな内容が中心であるため、細かい説明は割愛させていただきます。

ただ、外務省が実施する二国間無償資金協力の性質、すなわち物資を購入するための外貨支援が主たる内容であるとか機動性など、外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要があること、こういったことを勘案して、併せて関係者の業務負担もできるだけ軽減して効率的な評価をすることを念頭に、かなり実際的な評価手法を提案いただいたと考えております。この提案に沿って今年度のODA評価ガイドラインの無償資金協力部分を改訂して、今後の無償評価に使っていききたいと考えております。

以上が昨年度ODA評価の御報告になります。

続きまして、本年度のODA評価（第三者評価）の対象案件ですが、これは資料を御用意しておりませんが、今年度は国別評価を3件、課題別評価1件を計画しております。国別評価は東ティモールとペルーとマラウイ、課題別評価は教育協力政策を対象に実施を予定しております。

この国別評価につきましては、いずれの国も来年度、国別開発協力方針を改定する予定になっておりますので、先ほどの国別評価レビューの提案にもあったとおり、評価結果を開発協力方針にフィードバックできるタイミングとして選んでおります。また、東ティモールは今回が初めての評価になりまして、来年、外交関係樹立20周年の節目というふうにも聞いておりますので、これまでの協力を総括するような形になるかと思えます。

私からの報告は以上になります。ありがとうございました。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から何か質問があれば、質問をお願いいたします。

では、松本委員、お願いします。

- 松本委員 御説明ありがとうございました。

直接、今のことというよりは、開発協力適正会議の趣旨を踏まえた場合、先ほど御説明をいただいた中にレーティングの話があったかと思います。これは外務省というよりも、実際には円借款レベルなので、JICAが関係してきていることなので、本来はJICAのほうに直接言うべきことかもしれませんが、この開発協力適正会議はやはりPDCAサイクルを考える意味では、私自身は一つ大事だなと思っているのが、中止あるいは中断をした事業をどう扱うかだと思うのです。これまで実施された事業についての教訓は本当に細かく導かれていますし、この会議でもフィードバックをいただいているのですが、中止された事業とか中断になった事業については、あまり評価の中に明確には出てこないと考えています。

私の理解では、そうしたものは以前、円借款の評価報告書にもあったのですけれども、ある段階から有識者委員会の中で、それはどうしてもレーティングがDになるから中止したり中断したりというのはあまりふさわしくないのではないかという議論があり、結局その後、非常にざっくりとした形でしか評価がなされていないと思っています。そういう意味からいくと、2007年度よりも前に円借款のほうの評価で行われていたような中止された事業。これは結構、何千億円というレベルでその前の報告書を見ると書かれているのですが、やはりそれがどうして中止されたのか、あるいは中断したのかということも外務省の評価の中で拾っていただけると私たちの議論が豊かになるのではないかと思います。

私からは以上です。

- 西野室長 松本委員、ありがとうございます。

そうした観点もどういうふうに外務省のほうで実施する評価の中に入れることができるのかどうか、引き続き考えていきたいと思います。ありがとうございました。

- 小川座長 ほかに何か御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

(1) キルギス「ビシュケク市及びチュイ州医療機材整備計画」(無償)

- 小川座長 続きまして、プロジェクト型の新規採択案件について、議論を始めたいと思います。

本日は、事務局から提示されました新規採択案件でありますキルギス、パラグアイ、ナイジェリアの3件を取り扱いたいと思います。

まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただきまして、その後、議論を行いたいと思います。

最初の案件ですが、キルギス「ビシュケク市及びチュイ州医療機材整備計画」、プロジェクト形成（無償）について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

- 説明者 ありがとうございます。外務省国際協力局国別開発協力第二課の秋山でございます。

本件は、キルギス共和国の首都ビシュケク市及びその周辺地域であるキルギス共和国北部のチュイ州の病院に対して診断・治療用の医療機材の整備を支援することにより、非感染性疾患の早期発見・診断及び治療体制を強化するとともに、それらの機材を用いて同地域の医療機関の新型コロナウイルス感染症への対応能力を強化し、もってキルギスの保健・医療サービスの体制強化に寄与することを目的とした無償資金協力のための協力準備調査でございます。

キルギスにおきましては、この非感染性疾患における死亡率が約8割と、他国に比較しても高く、キルギス政府は、長期国家戦略「2018～2040年間国家発展戦略」における保健分野の目標の中で、非感染性疾患を3分の1に減少させるとしています。特に人口の3割以上が集中するビシュケク及びその周辺地域であるチュイ州においては、医療機材の老朽化に伴い、早期発見・診断及び治療のために必要な機材の整備が課題となっています。さらに、同国においても、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、保健・医療体制の強化が一層急がれる状況となっております。

本計画は、こうした状況に対応するためにキルギス政府が必要としている取組を支援するものであり、二国間関係上の意義がある上、本計画を通じた保健・医療分野の支援が、我が国が地球規模課題として積極的に取り組んでいる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の達成にも貢献するものでございます。こうしたことを踏まえ、本計画を通じて、キルギスの保健・医療サービスの体制強化を図ることが外交的にも重要性が高いと考えております。

続きまして、委員の皆様からいただいた御質問に対して回答申し上げます。

ここからはJICAより御説明を申し上げます。お願いします。

- 説明者 お世話になります。JICA東・中央アジア部で中央アジア・コーカサス課の課長をしています登坂と申します。

それでは、各委員から御質問いただいたところについて、それぞれ回答させていただきます。

第1に、田辺委員から御質問いただきました、COVID-19患者診察の過程で

CT検査機材を使うケースは何件ぐらいを想定しているのかという点で、これに関連しまして松本委員からも同種の御質問として、新型コロナウイルス対応能力の強化と書かれているが、計画概要ではCTというかなり汎用性の高い検査機器が例示されている。実際に、どの程度、新型コロナウイルスへの対応に使用されることが予想されているのか、伺いたいといった、同様の質問をいただいておりますので、この両方の質問に対して合わせて回答させていただきます。

こちらは、CTを保有している三次レベルの心臓外科病院を確認したところ、2020年7月から2021年3月までの期間において、COVID-19の感染が疑われる患者2,235名がCT検査を実施したという報告がございます。本事業の対象となるほとんど全ての医療機関でCOVID-19患者が受け入れられておりまして、キルギス政府からもCT機材はCOVID-19の方に高いニーズがあることを確認しております。本事業で供与予定のCT機材が対象病院においてCOVID-19の検査にどの程度利用されるか、具体的な数値については協力準備調査の段階で確認を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、田辺委員から御質問いただきました「期待される開発効果」に「新型コロナウイルス感染症の診断及び治療体制の強化への貢献」を掲げているが、CT検査機材の供与のみでこの効果を掲げているのかという御質問をいただきました。

こちらに対しましては、CTのほかに超音波診断機、レントゲン、ポータブル心電図等の診断用機材、また、人工呼吸器、患者監視装置等、COVID-19による重症肺炎の治療のための機材整備も検討しております。今般、候補に挙がっている対象病院は中核病院ですので、一定程度の高度の治療の能力は有しているものと考えられます。これらの診断・治療機材を供与することによって、非感染性疾患への対応能力強化に加えて、COVID-19への診断及び治療体制強化を図っていきたいと考えており、協力準備調査で詳細を確認してまいる所存です。

田辺委員から御質問いただいております3点目、CT検査機材の供与がキルギスにおけるCOVID-19対策において、どの程度、優先度の高い対策なのか。COVID-19の診断及び治療体制の強化を図るために、より包括的な対策が必要であると思うが、いかがかという点に関してです。

本事業は、非感染性疾患に対応するとともに、現在のCOVID-19の感染拡大の状況も踏まえて、COVID-19の診断や治療にも使用できる機材を調達することでCOVID-19の診断や治療体制の強化に貢献することを目指しています。CTはCOVID-19による肺炎症状の有無などを検査するために、キルギスにおいて整備の優先度が高い機材であることを確認しておりますが、調達予定機材についてはCTだけではなくて、先ほど申し上げたような各種機材の調達も検討してまいりたいと考えております。基本的には各種検査・治療機材のニーズについて、今回の協力準備調査でCOVID-19への対応のニーズを確認してまいりたいと考えております。

続きまして、岩城委員からの御質問ですが、CT等一部機材が新型コロナウイルス対応にも活用できることは理解するが、新型コロナウイルス対応と非感染性疾患対応では支援内容も異なるのではないかという御質問。また、道傳委員からも同様な御質問として、非感染性疾患（NCDs）対策が、感染症であるコロナ対策として、どのように役立つのか、御教示くださいという御質問をいただいております。こちらに対して合わせて御回答させていただきます。

キルギスでは、非感染性疾患、特に循環器疾患、呼吸器疾患、悪性腫瘍などのケースが多く見られることが確認されています。本事業では、これらの疾患に係る検査機材として、非感染性疾患対応を想定した機材の調達、また、新型コロナウイルスに係る診断用機材としても活用可能な機材の調達、さらに人工呼吸器、患者監視装置等、COVID-19による重症肺炎の治療のための機材整備も検討しております。

岩城委員から2点目の御質問ですが、非感染性疾患といっても必要機材、治療法等が異なると思われるが、本案件においてはどのような疾患にどのような機材が必要となるか、御教示いただきたい。実際に当該国で多い非感染性疾患は何か。

先ほどの御回答に重複しますが、キルギスは非感染性疾患のうち、特に循環器疾患、呼吸器疾患、悪性腫瘍のケースが多く見られると承知しております。該当する疾患の検査等に対応する機材を本事業で調達することを検討してまいりたいと考えておりました。現時点においては、キルギス政府からはMRI、血管撮影装置、エックス線撮影装置、内視鏡等が要請されていますが、具体的な機材の内容については今後の調査を通じて検討を進めてまいりたいと考えております。

岩城委員から3点目の御質問ですが、検討中の技術協力プロジェクトとの連携が記載されているが、本計画の供与機材の活用が具体的にどう結びつくのか。技術協力プロジェクトの協力対象や内容などについて具体的な連携のイメージを御教示いただきたい。

こちらの御質問に対してですが、開始予定の技術協力プロジェクト、名前は非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットリファラル体制強化プロジェクトというものがございます。こちらは医療従事者に対する能力強化を行いまして、主にソフト面からコミュニティー一次レベルでの予防啓発・早期発見の取組強化を支援することを想定しています。それに対して、本件無償資金協力ではそういった一次レベルでの医療機関で対応できなかった、まさにリファラルシステムによって、二次・三次レベルに送られてきた患者に対して対応するための診断・治療能力の強化を支援することを予定しております。これらを組み合わせることで非感染性疾患への対応により効果的に対応できることが期待されております。

続きまして、松本委員からの御質問ですが、1点目については先ほど田辺委員の御質問と合わせて回答させていただきましたので、1点目の御質問については割愛させていただきます。

2点目の御質問ですが、過去の類似案件の教訓の適用で、維持管理や修理費用の予算化が可能かを確認すると書かれているが、それが可能ではなかった場合や、調査段階では可能だとしていたが実施段階ではできなかった場合などにどう対応するのか。また、附帯される保守契約は当該無償資金協力でカバーできるのか、伺いたい。

こちらの御質問に対してですが、機材の保守管理に関してはメーカー保証1年と、必要な機材に関しては2年の保守サービス契約を現地代理店で締結することを想定しております。こちらについては無償資金協力の対象として、これを範囲内として保守サービスを附帯することを検討してまいりたいと考えております。2年の保守サービス期間後はキルギス政府予算にて対応する必要があるとしまして、この点、協力準備調査を通じて、必要となる予算配分及び先方負担事項を含めた要対応事項についてキルギス政府からの合意を取りつけてまいりたいと考えています。

また、御指摘の将来的に予算化困難といった問題が発生した場合に対象病院等が徴収している診療報酬等でマネージできる水準となるのかについても協力準備調査で確認を行ってまいりたいと考えております。

松本委員からの3点目の御質問ですが、開発協力適正会議に上げられた機材供与の案件の多くで維持管理体制の課題が指摘されており、この案件に限らないことだと認識している。維持管理体制の課題を類型化して、過去の経験から個別の事情を踏まえた効果的な対策の条件などを分析してはどうかと考えるがいかがか。

こちらの御質問に対してですが、まず、御指摘の医療機材の維持管理体制の課題がその他案件においても確認している点は我々も同様の認識を持っております。JICAでは、過去の類似案件の教訓を踏まえまして、必要に応じてソフトコンポーネント、いわゆる機材の使い方等の指導を含めた体制強化に加えまして、2014年度以降、調査が開始される機材の保守附帯契約も案件のコンポーネントに含めることで対象機材の有効活用の担保を図ってきております。本件についても機材の保守管理に係る担当者への据付け時の指導、保守附帯契約など、無償資金協力で対応可能な内容について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、竹原委員からの御質問ですが、既に課題として掲げられておりますように、高度な医療機材の定期的なメンテナンスや故障した場合の修理対応などについて、中長期的にどのようなお考えか、具体的にお聞かせくださいという御質問。

こちらに対しまして、先ほど申し上げた松本委員からの御質問への回答と重なる部分もございますが、機材の保守管理に対応するための財源確保、医療機器メーカーの現地代理店を通じた保守サービス提供体制構築、故障等の状況が起きた場合の対象院内における担当部署の明確化、さらにその時点における要対応事項整理を事前に行っておく必要があると考えています。さらに中長期の視点では、各種機材の保守管理でよく見られる課題等を対象病院それぞれでケーススタディー等を学習するグループを設けるとともに、その経験を他の病院等とも共有して教訓を導出していくことも考

えられると思っております。

続きまして、道傳委員からの御質問ですが、NCDsは狭義ではがん、糖尿病、循環器疾患、呼吸器疾患が含まれ、広義では生活習慣の改善により予防可能な疾患とされています。今回の案件で対象とされるのはどのような疾患でしょうか。

こちらの御質問に対して、本計画で対象としているNCDsについては、キルギスのケースで多く見られる循環器疾患、呼吸器疾患、悪性腫瘍を主要な対象疾患として考えております。

2点目の御質問ですが、NCDsは世界の死因第1位とされ、多くの中進国、途上国で直面する課題となっています。キルギスにおいて支援が必要となる切迫した事情について御教示ください。

こちらの御質問に対してですが、キルギスはNCDsによる死亡が、先ほど秋山課長からも御説明がありましたとおり、死亡者数全体の82%を占めております。世界全体の平均値約7割と比して高い状況でございます。

別途、道傳委員からも御指摘いただいております、喫煙、運動不足、不健康な食事といったところはキルギスにおいても非感染性疾患の要因の背景ということが考えられますが、そこに加えて、必要な医療機材が整備されていないことによる疾患の早期発見、治療の遅れ、予防の取組が不足している点も大きな課題として挙げられると考えております。

これは2019年にJICAが実施した調査結果の一部でございますが、今回の計画の対象地域では機材の老朽化や故障などにより適正な検査ができないことも多いことが確認されました。また、早期発見が遅れる乳がん、子宮頸がんのケースも多く見られ、診断後1年以内に5割以上の患者が死亡しているとの、これは聞き取り結果ではございますが、そういった甚大な、ひどい状況にある病院のケースもあったことが確認されております。

続きまして、道傳委員からの御質問の、非感染性疾患であるNCDs対策が、感染症であるコロナ対策としてどのように役立つのか、御教示くださいという点についてですが、こちらについては先ほど岩城委員の御質問と合わせて回答させていただきましたので、割愛させていただきます。

道傳委員からの御質問の4点目、WHOや医療機関によるとNCDsの主な危険因子としては喫煙、運動不足、不健康な食事などが挙げられ「修正可能」とされています。NCD発症につながる生活習慣の改善など、予防に向けた健康指導、健康計画の策定・実施の支援も同様に重要であり、日本が力を入れてきた支援でもありますが、機器の供与に重点が置かれているのはなぜでしょうかという御質問に対してです。

本事業と並行して実施予定の技術協力プロジェクト、先ほども御紹介させていただきましたが、パイロットリファラル体制強化プロジェクトにおいて、御指摘の予防に係る課題、主にコミュニティー一次レベルでの予防啓発・早期発見の取組強化を支援

していく計画でございます。本件無償資金協力では二次・三次レベルでの診断・治療能力の強化を支援する予定で、この技術協力と無償資金協力を実施していくことで全体的な非感染性疾患への対応能力を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、西田委員から御質問いただいた、本計画は元来、同国における非感染性疾患対策への支援と理解します。そこに新型コロナウイルス感染症対応にも用いることができるCT機器が含まれるというだけで「中央アジア+日本」会合のフォローアップ協力案件と位置づけるのは妥当ではないように思えます。主たる支援目的かつ使用目的はNCDであり、新型コロナウイルス感染症対応は「期待される」程度ということであれば、外交的意義はそれほど見出すことはできません。外相会合のフォローアップ案件としての支援であれば、安易に実績をつくるのではなく、新型コロナウイルスを含めた同国の感染症対策につき、より包括的な検討を行った上で、別途、我が国だからこそできる支援の計画をすべきではないでしょうか。また、供与先予定の病院ではNCD用途で同機材を用いながら、新型コロナウイルス感染症対応にも積極的に用いる予定なのではないでしょうか。そもそも、それら病院では新型コロナウイルス感染症の患者受入れをしているのでしょうか。新型コロナウイルス感染症対策はどのように事業の評価軸に反映されるのでしょうか。

こちらの御質問について、非感染性疾患対策関連機材にはCTスキャン、人工呼吸器、患者監視装置等、疾患対策のみならず、新型コロナウイルス対策として活用されている機材を調達予定機材として検討しております。今般の対象病院はリファラルシステムの中で二次・三次レベルに位置づけられる中核病院でございまして、基本的に一次病院以下で対応できない患者がリファーされることとなります。その場合、非感染性疾患等の疾病において、より重症な患者への対応が一次病院と比べて想定されておりまして、そのような対応を図る対象病院での機材ニーズを踏まえて最終的な調達予定機材を確定していくことを考えております。対象のほぼ全ての病院で新型コロナウイルス対応が行われていることを確認しておりますが、感染状況に応じて新型コロナウイルス患者の受入方針も変化する模様でございまして、対象病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況、本事業の新型コロナウイルス感染症対策への貢献度合いを含めて協力準備調査で検討を進め、併せて事業の評価軸への反映についても検討してまいりたいと考えております。

すみません。長くなりましたが、御質問への回答は以上でございます。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から追加で御質問、御意見がありましたら、お願いします。
松本委員、お願いします。

○ 松本委員 御回答ありがとうございます。

私のところで提起したのは、実は最初の評価とも関係あるのですが、やはり毎回、適正会議の中でメンテナンスの問題が出てきていますし、ODAをずっと見てきて、このメンテナンスの問題点はずっと続いているような気がしているので、つまりこういうものは解決したのか。こういうパターンはJICAで対応できるようになったのだけれども、例えばこういうパターンはまだ解決が難しい。それは国によるのか、現地の人材によるのか、法制度によるのか、それとも、資金力によるのかとか、何か見えないものがあって、我々も何かこういう場にあると、メンテナンスは大丈夫なのですかと質問すればいいかようになってしまっていて、やはりコロナの中、長くこういう会議をやっていて、若干、もう少し変化が必要な部分だと思うので、我々、外部から来ている者ももう少し深く議論ができるような状況に、このメンテナンスの問題を落とし込んでいただいたほうがより、特に無償とかで税金で使われるような技術協力のためになると思いますので、ぜひこれは外務省の評価のほうも含めてですが、メンテナンスのどこをどういうふうに評価すると、より良い議論ができて助言が得られるのだろうかという点をぜひ考えていただきたい。そういうお願いです。

- 説明者 外務省国際協力局国別開発協力第二課の秋山でございます。御指摘ありがとうございます。

評価を担当している部局とも調整しながら、御指摘の点を踏まえてやっていこうと思います。ありがとうございます。

- 小川座長 よろしいでしょうか。
それでは、田辺委員、お願いいたします。

- 田辺委員 ありがとうございます。

今回の機材提供の必要性とかニーズについては理解できたのですが、やはり目的の部分で、この2つの目的、NCDsとコロナ対策の強化という2つ、それぞれ目的がある中で、それらが果たして2つとも並列しているのか、NCDsに主があって、コロナ対策というものは副次的効果として見ているのか、それとも、2つとも重視して、2つともそれ相応の対策を取っていこうとしているのかといったあたりがちょっと見えにくくて、恐らく優先順位をこれから決めていくときに、どこを優先順位としているのかというのがこの案件概要書の中ではなかなか見えにくいところがあるので、その辺をしっかりと優先順位を決めていただければと思っております。

以上です。

- 説明者 ありがとうございます。

これからの調査の中で、いただいた御指摘を踏まえて検討していきたいと思っております。

- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。何か追加で御質問、御意見があれば、お願いいたします。

道傳委員、お願いします。

- 道傳委員 ありがとうございます。

今の田辺委員の御発言のフォローアップでもあるのですが、2つありまして、1つは、コロナ対策というものは本当に日々変わっていく中で、こういった保健の案件が出てきたときに、コロナにも資するというのは保健衛生もそうでしょうし、多くのことが恐らくそうなのかなという印象です。

ですので、2点目になりますけれども、田辺委員がおっしゃいましたような優先順位、もしかすると、これはそれこそ生活習慣病といいますか、呼吸器疾患とか、NCDsの数字を下げるのが喫緊の課題なのですということだけでも、もしかしたら説得力あればそれでいいかもしれない。それで、副次的にコロナにも活用できる場所があるということでもよかったのかもしれないのにという印象を持ちました。

以上でございます。

- 説明者 ありがとうございます。

この一つの案件を使ってどういう効果を得ていくことが一番効果的であるのかということ踏まえながら、より良い案件にしていくように今後、準備をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

(2) パラグアイ「西部輸出回廊整備計画」(有償)

- 小川座長 続きまして、2つ目の案件に移りたいと思います。

次は、パラグアイ「西部輸出回廊整備計画」、プロジェクト形成(有償)について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- 説明者 ありがとうございます。続きまして、対パラグアイ円借款「西部輸出回廊整備計画」について御説明申し上げます。

本件は、パラグアイにおいてニェンブク県とミシオネス県にまたがる国道20号線を中心とした総延長約155kmの道路整備を通じて、パラグアイ国内の連結性の向上、輸出物資の輸送効率の向上等に資することを目的とした円借款事業のための協力準備調査でございます。

パラグアイは、南米の中心部に位置する内陸国で、主要な対外交易を河川の輸送と道路の輸送によって行っております。同国全土のアスファルト舗装率が10%程度であるなど、生産拠点と港あるいは隣接国といったところをつなぐ道路インフラがいまだ脆弱な状況にあります。こうした中で、パラグアイ政府は輸出振興の観点からも国内の道路整備を進めておるところでございます。

本計画は、我が国が整備を支援した東部輸出回廊に続き、西部輸出回廊の整備を支援することで、パラグアイのそうした努力を後押しするものです。

本計画は、2018年12月に安倍前総理が提唱いたしました、中南米諸国との協力方針である「日・中南米連結性強化構想」が掲げる経済的な連結性の強化に資するものでございます。

また、本年1月の茂木外務大臣のパラグアイ訪問の際に、パラグアイ側から道路などのインフラ分野においても緊密に連携をしていきたいという発言がありまして、二国間関係上も高い外交的意義を有するものであると考えております。

続いて、委員の皆様からいただいた質問に対して御回答申し上げます。

まず、JICAから御説明を申し上げます。お願いします。

- 説明者 ありがとうございます。JICA中南米部南米課長の丹下と申します。よろしく願いいたします。

それでは、いただきました御質問についてお答え申し上げたいと思います。

まず、田辺先生からいただきました、パラグアイ国家開発計画2030の輸出回廊構想の中で整備対象とされている道路はどれくらいあるのか。今回の対象区間を優先度が高いと判断した理由は何か。

この御質問について、パラグアイ政府はパラグアイ国家開発計画2030において、包括的経済成長の実現のため、湾岸施設や道路整備の改良を含めた経済インフラの重要性を挙げております。パラグアイ国家開発計画2030の下でより具体的に施策を示した文書としてインフラ輸送サービスマスタープラン2018がございます。その中で、今回の対象区間である国道20号線を中心とするルート。これが西部輸出回廊、今回の事業でございますが、これを含め、パラグアイ全土の国道、県道、地方道において、舗装及び改良が必要な100を超える整備対象道路がリストアップされております。その中で西部輸出回廊は農畜産業が盛んで、同国で経済活動が活発に行われている地域に位置しており、低水時期でも稼働可能なピラール港に通じております。こうした背景を基に、パラグアイ側としても西部輸出回廊事業を重視していることから、

同国経済の将来発展のため、今次対象区間の優先度が高いと判断したものです。

続きまして、本事業によりアクセスが改善される予定のピラール港のキャパシティーは十分かとの御質問をいただいております。

パラグアイでは、輸出回廊整備のため、国家航行・港湾公社によるピラール港近代化プロジェクトを2016年から2019年頃に実施しております。ピラール港湾岸施設の近代化、周辺の道路及びアクセス道路の整備を実施してございます。この事業において、ターミナル埠頭の整備、大型貨物倉庫の建設及び湾岸施設関連機材の一新が実施されたというふうに承知しておりますけれども、詳細につきまして協力準備調査を通じまして確認いたしたいと考えております。

続きまして、岩城先生から頂戴いたしました御質問で、期待される開発効果として具体的にコメ輸出拡大が挙げられているが、当該国の農産物輸出においてコメが占める割合がどれほどか。開発効果を図るに当たり、ほかの効果的な指標はあるのかとの御質問をいただいております。

大豆、トウモロコシ、小麦及びコメなどの穀物は2019年の当該国輸出重量全体の約87%を占めております。うち、コメの輸出は当該国輸出重量全体の約6%でございます。本事業を通じて陸路輸送が効率化された際は国内輸送コストの縮減も考えられますが、現時点ではデータがなく、基準値の設定ができないことを考慮し、今回は定性的効果に含めております。協力準備調査で調査の上、定量化の可能性を検討していきたいと考えております。

また、当該国において道路輸送並びに重要と考えられている河川輸送について、案件概要書ではパラグアイ川は継続的な浚渫を要し、乾季は航行困難になるという制約が挙げられているが、こちらへの対応については何か検討されているのかとの御質問をいただいております。

国内連結性強化の一環として、JICAは当該国に対して無償資金協力でパラグアイ川浚渫機材整備計画に関する贈与契約が2018年12月、供与額27億円で実施中でございます。浚渫船1隻及び関連機材の供与を行うものですが、パラグアイ川浚渫による通年での船舶航行の確保を図る計画となっております。

続きまして、有償案件であるが、中国などとの競合になった場合に、日本の優位性を出すことは可能であるのかとの御質問をいただいております。

これにつきまして、日本は過去5年の有償資金協力及び1件の無償資金協力によりパラグアイの道路整備を支援しております。加えて40年以上にわたる技術協力の歴史に根差した先方政府との信頼関係があります。これらの日本による対パラグアイ向けの道路案件の実績により得られた、現地事情を踏まえた実施管理に係る知見を通じて、日本の経験による優位性を十分に生かした支援を実施していきたいと考えております。なお、本事業において日本技術活用の可能性に関しましては協力準備調査で確認する予定でございます。

続きまして、竹原先生からいただいております御質問に、コメ輸出の主な相手国及び本計画によって期待される輸出増加量（推計値等）がありましたら、お教えくださいとの御質問をいただいております。

パラグアイ産コメの主な輸出先はブラジル、ウルグアイ、チリです。一部、中東、欧米にも輸出しております。コメの輸出量は年々、増加傾向にあり、2012年の約29万tから2020年10月までの実績ではございますが、約86万tと、9年間で約3倍になっております。本計画によって期待される輸出増加量に関しましては協力準備調査で確認していきたいと考えております。

また、本案件は、陸運による物流の改善を目的としておりますが、本計画が実現した場合、河川物流との間でどのような相乗効果が期待されますでしょうか。お教えくださいとの御質問をいただいております。

パラグアイ東部では、これまで主にパラナ川による河川輸送にて穀物を輸出しております。本事業の実施により増大する農作物輸送を河川、陸路の両方で対応できることが確保されます。加えて、乾季など河川通行が困難な時期には、河川と陸路との組合せにより複数の輸送ルートを確認できるようになります。

松本先生から御質問いただいている、国道20号線は稲作地帯を通過していると書かれているが、アスファルト舗装やそのための道路のかさ上げなどによって水の流れを変化させ稲作に影響を与えることはないのか。環境社会配慮カテゴリーがBとなっているが、水文の変化や車両速度の高速化による生計手段や地域住民の生活に及ぼす影響が大きい場合は協力準備調査の途中からでもカテゴリー分類を見直すことも検討していただきたいとの御指摘、御質問をいただいております。

これに関しまして、稲作地帯通過の記載は西部輸出回廊の通過する地域全体の状況を説明しているもので、本回廊の整備により圃場を分担することは想定されておられません。基本的に本回廊は既存道路の改良で、増水時に冠水する箇所が多くあるため、道路高のかさ上げが必要となりますが、既存道路にも橋や暗渠等が設置されており、大きく稲作に影響を与えることはないと考えております。対象地域は人口密集地ではなく、本事業においても過去の案件からのフィードバックを踏まえ、交通安全対策の実施を検討していきます。そうした中であって、大きな影響は予見されないとの認識ではあるものの、本計画実施による水文の変化、稲作への影響、地域住民の生活に及ぼす影響等の有無に関しては協力準備調査にて確認いたします。また、調査の中で影響大とされる場合にはカテゴリー分類を見直すことも検討していきたいと考えます。

また、御質問として、パラグアイでは11月から4月までかなりな降水量があると理解している。そもそもアスファルト舗装率の低い国であり、維持管理の仕組みや技術が定着しているとは考えにくい。雨量が多い中で交通量が増加した場合、維持管理が適切でなければ道路損傷の拡大が懸念される。運営／維持管理体制として、実施機関として援助事業を実施した経験があるとは書かれているが、実際に適切な維持管理

を行っているかどうかは協力準備調査の中で丁寧に確認する必要があるのではないかと。この点はいかがお考えかという御指摘、御質問をいただいております。

これに関しまして、本事業実施機関である公共事業・通信省、MOPCと呼びますが、MOPCは道路総局に幹線道路の維持管理を担当する道路維持管理部を、それから、地方道路総局に主要地方道路の維持管理を担当する地方事務所を設置しております。両総局はMOPCの道路維持管理戦略に従い、各地のアスファルト製造工場、または競争入札によって選定される民間業者への委託や地方自治体との連携などにより管轄地域道路の日常的な維持管理を実施、1か月ごとに維持管理活動の報告、3か月ごとに道路状況の報告を行っております。また、過去には世界銀行と米州開発銀行（IDB）の融資を受け、舗装水準維持のため、道路管理を民間委託するための性能規定型システム、ジーマンスと呼ばれておりますが、これが整備されております。現在は国道全長の約64%はジーマンスを使用し、民間企業に維持管理を委託している状況でございます。他方、御指摘を踏まえ、既存道路の維持管理状況及び本事業における適切な維持管理に関しては協力準備調査にて確認してまいりたいと考えます。

本日欠席ではありますが、西田先生の質問についてもお答え申し上げます。パラグアイの輸出競争力向上は、日本の経済あるいは同国や南米における日系企業、または日系人企業の活動にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。東部輸出回廊への整備支援の実例からお知らせくださいとの御質問をいただきました。

これにつきまして、農産物輸出国であるパラグアイにとって農産物の輸出競争力向上は同国経済発展にとって極めて重要な位置づけにあり、パラグアイの経済発展の重要分野に対して同国と長年の友好国である日本が協力することは二国間関係上、意義が大きいものです。このように、両国間の関係をさらに進展することは現地に進出する日本企業の活動にとって間接的に裨益すると考えております。東部輸出回廊はパラグアイ川沿岸の幹線道路や港へのアクセスを改良し、大豆を含む穀物の輸送効率の向上を図るものです。事業対象地域付近に複数の日系企業がありまして、道路整備を通じて日系人社会に寄与することも期待できると考えております。

問2につきましては、外務省のほうからお答えいただこうと考えております。よろしく願いいたします。

- 説明者 計画書でも述べられている「日・中南米連結性強化構想」において、本計画がどのように位置づけられるのでしょうか。中南米に対する日本の外交政策とともに御教示くださいという御質問を頂戴しております。これについてお答えさせていただきます。

日本と中南米諸国は長きにわたり友好関係にあり、自由民主主義、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーです。2018年には、従来の協力関係を地域及び世界の課題解決のパートナーシップへさらに前進させるために安倍前首相が、御指

摘の「日・中南米連結性強化構想」を提唱しました。この計画は「日・中南米連結性強化構想」の3本の柱、すなわち経済の連結性強化、価値の連結性強化、知恵の連結性強化のうち、経済の連結性強化の柱に合致し、パラグアイの持続的な発展の基礎となる質の高いインフラ整備支援の一つと言えます。中南米地域は人口が約6.4億人、域内の総生産が約5.5兆ドルの巨大な市場であり、鉱物、エネルギーなどの天然資源や食糧の一大産出地であるなど、大きな経済的潜在力を有しております。南米の中心部に位置するパラグアイの道路網整備を行うこと。これによって、パラグアイのみならず地域全体の経済の連結性強化、ひいては日本と中南米地域との関係強化をしていくことにつながることを期待されます。

続きまして、道傳委員からいただいている御質問の1番目についてお答えさせていただきます。御質問が、今年1月には茂木外務大臣がパラグアイを訪問され、アブド・ベニテス大統領との会談の中で、自由で開かれたインド太平洋の取組について言及があり、大統領からも民主主義などの価値を重視する国として日本と連携していきたい旨、発言がありました。日本としてはインド太平洋構想の中で、パラグアイをどのように位置づけているのでしょうかという御質問を頂戴しました。これに対してお答えいたします。

まず、自由で開かれたインド太平洋、いわゆるFOIPは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序をインド太平洋に構築することで地域及び世界の平和と繁栄を実現する考え方に基づくビジョンでございます。そして、パラグアイは日系人の存在や日本からの経済協力も相まって伝統的な親日国の一つでありまして、自由で開放的な経済政策を取るとともに、民主主義も成熟しつつある国です。中南米では政情が不安定化する国もある中、パラグアイは中道右派政権が比較的安定的に継続している状況でございます。したがって、FOIPはインド太平洋地域を念頭に置いた取組ですけれども、親日国であり基本的価値を共有するパラグアイとの間では、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のために連携していく。このことを確認しております。

次の質問につきましては、JICAさんのほうからお願いします。

- 説明者 道傳先生からいただきました2つ目の御質問、日本はこれまでパラグアイの森林保全などで気候変動対策に協力してきました。今回の案件は横断的事項として記述のある「気候変動（緩和策）」には、どのように貢献する可能性があるのでしょうかとの御質問でした。

これにつきまして、本事業を通じて道路が整備され、事業対象地域で走行時間が短縮されることなどにより化石燃料消費が抑制され、本事業を実施しない場合と比較して温室効果ガスの排出量が抑制されることが見込まれる。このように考えております。

以上、頂戴いたしました事前の御質問に対するお答えです。

以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からただいまの説明者からの説明に対して追加で御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

岩城委員、お願いします。

- 岩城委員 御説明、どうもありがとうございました。

私のほうから質問させていただきました点についてのさらなる指摘と申しますか、もう一度、確認も含めてなのですけれども、この案件概要書にありました、いわゆる輸出用のコメ輸送の効率向上というところで、資料を拝見しましたときは、稲作地帯を通過している道路でそこが改善されればコメの輸出にもつながるということは文脈としてはあり得るとは思ったのですが、実際に今、数字の御説明を聞いておりますと、輸出の対象品目である大豆、トウモロコシ、小麦、コメが全体の87%で、コメはその中の6%にすぎないということですので、では、残り94%の対象商品なりがどういいう輸出戦略になっているのでしょうか。当然、これは輸出国だけの需要ではなくて消費国のほうの状態とか輸送の問題とか、総合的な観点からのことになると思いますので、本当にコメの輸出促進なりにつながるのかというのがどうしても数字的にも気になるところでございますので、そこは調査を通じてはっきりとこの経済効果を検証いただければと思います。

あと、質問では出しませんでしたけれども、お話を聞き、さらに資料を読んでいまして思うのは、積出港がアスンシオン港とかエンカルナシオン港に集中している状態で、このピラール港がそういった穀物の輸出港として、どの程度の位置づけになっているのかということも若干、不明な点がございまして、そこがまた先ほど申し上げましたコメの輸出との関連性が若干読み切れないところがありますので、ぜひそこら辺はクリアにさせていただければと感じました。

以上でございます。

- 説明者 ありがとうございます。

今、御指摘をいただきました2点でございますけれども、コメの輸出促進も含めて経済効果をはっきりと検証する。また、ピラール港がそのほかの港との関係でも一体、穀物の輸出といった観点からも含めて、どういった位置づけにあるのか。御指摘も踏まえまして、今後の調査の中でJICAさんと一緒にきちんといい案件になるように考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

- 小川座長 それでは、松本委員、お願いいたします。

- 松本委員 ありがとうございます。

ちょっと確認なのですが、先ほど伺っていて、現地政府のメンテナンスの体制が結構しっかりしているし、世銀なども入っている。一方、アスファルト舗装は10%程度ということで、ちょっと私もうっかりしていたのですが、実はかなりのものは舗装されている。つまりは、アスファルト舗装は10%だけれども、しかし、かなり舗装はされているという理解でよろしいですか。

- 説明者 すみません。JICAの丹下でございます。

松本先生の御理解の部分で、必ずしもアスファルト舗装以外のところの舗装の状況の比率については明確な区分が難しいところです。すなわち、コンパクトしているだけの道路のところと砂利が敷かれている場合というところの区分をクリアにできているかどうかということについては、一部、砂利が流れているところとか、あるいはコンパクトしているところも雨季に、非常に写真とかでも、今回の資料に添付させていただいておりますけれども、どろどろになってしまいます。こうした道路については、これをさらにもう一回、コンパクトし直すというメンテナンスが含まれていると理解しております。そういった意味で、メンテナンスといったときのいわゆるアスファルト舗装のメンテナンスとは大分、状況が違うのだらうと認識しているところでございます。

- 松本委員 分かりました。

多分、何か未舗装の道がいっぱいあるようなイメージを最初は描いたのですが、確かにアスファルト舗装と書いてあったので、そうではないのだな。ただ一方で、今、丹下さんがおっしゃったような状況であれば、万全なアスファルト舗装に対する、この技術的な知見が隅々まで行き渡っているとも思えなかったもので、そのあたりはぜひ丁寧に相手国政府の、民間に委託しているものもそうですが、維持管理の能力については協力準備調査で見ただけであればと思いました。ありがとうございます。

- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

(3) ナイジェリア「コメ種子生産体制強化計画」(無償)

- 小川座長 次に、ナイジェリアの案件ですが「コメ種子生産体制強化計画」、プロジェクト形成(無償)について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対

する回答をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- 説明者 外務省国別開発協力第三課長の黒宮と申します。よろしくお願いいたします。
まず、本件事業の概要について申し上げます。

この事業は、コメの増産に必要な種子。育種家種子、それから、原原種種子という言葉がありますけれども、そういう必要な種子の栽培・生産及び収穫後処理のための施設改修及び資機材整備により、コメの育種家種子、それから、原原種種子の品質向上と生産量の拡大を図り、ナイジェリアの認証種子生産量の増産、最終的にはコメ生産体制の強化に寄与するものです。

次に、外交的意義について申し上げます。

ナイジェリアはアフリカ最大の産油国で、原油及び液化天然ガス（LNG）は対日輸出の主要品目となっています。また、進出する日本企業も40社を超え、サブサハラ・アフリカでの我が国企業の経済活動の拠点として高い潜在性を有しています。我が国のエネルギー安全保障の強化及び西アフリカ地域との間の経済関係・貿易の促進のためにも、ナイジェリアとの関係強化は我が国にとって非常に重要です。ナイジェリアでは、高い石油依存度からの脱却のため、石油・天然ガス産業に代わる大きな潜在力を持つ農業・水産業の振興が政府の重要課題となっており、この事業を通じてこうした取組を後押しすることは、二国間関係の強化に資するものです。

我が国は2019年に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）のフェーズ2を通じて、2030年までにコメ生産量を倍増する目標を表明しており、この事業はこのコミットメントの達成にも貢献するものです。

次に、農業セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置づけについて申し上げます。

ナイジェリアでは人口の約5割が農林水産業に従事し、GDP構成比の約2割を農林水産業が占めますが、特にコメについてはアフリカ域内で最大の生産量を誇ります。しかしながら、人口増加に伴うコメの需要拡大に生産が追いつかず、多くを輸入に依存しており、市況の変化による食糧不足や、安価な輸入米による国内稲作農家への打撃の懸念から、コメの国内生産量増大は喫緊の課題となっています。ナイジェリアにおけるコメの生産量増大にはコメ農家が栽培に使う認証種子の質の向上と安定した供給量の確保が特に重要な方策の一つとされており、かんがい施設や収穫後施設などが現状の条件下であったとしても、優良な種子で栽培することによって収量増加が見込まれます。

しかしながら、認証種子のもととなる原原種種子、さらにそのもととなる育種家種子の生産を行う国立穀物研究所（NCRI）では種子生産及び収穫後処理を行う施設・

機材の老朽化や不足により、生産性が低いことが課題となっています。本事業を通じた種子生産関連施設改修・資機材整備によって種子の品質及び生産量の改善が期待されます。

我が国の対ナイジェリア国別開発協力方針（２０１７年９月）では、基本方針「質の高い包摂的な経済・社会開発、社会の安定化の促進」に基づき農業開発を通じた経済多角化・産業振興が開発課題の一つに位置づけられており、この事業はこの方針に合致するものです。

以上、外務省からで、次にＪＩＣＡから個別の質問について御説明します。

- 説明者　ＪＩＣＡの江上から個別の質問について御回答いたします。合計１３の質問をいただきましたので、順番に御説明を進めます。

１つ目、田辺委員からは、ナイジェリアでは、都市部の住民を中心に輸入米が好まれます。それに対して、国産米の品質を向上させ、価格を安定化させるためには、種子の品質向上のみならず、農家の収穫技術の向上が不可欠だと思われるが、適切な対策や支援は行われているのかという御質問をいただきました。

これに対してですけれども、農家の収穫技術に関する支援としまして、ＪＩＣＡでは２０１１年から２０１５年にかけてコメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクトを実施しました。この技術協力は、流通する国産米の品質向上を目標に、コメ生産農家、精米業者、流通業者を対象に収穫後処理技術の向上を支援したものです。本事業の対象地であるナイジャ州も主な協力対象地域でした。同技術協力で導入された改良パーボイル技術によって碎米率の減少や白米の不均一の減少など、コメの品質が大幅に向上しております。この技術協力で導入された技術は、その後、ＪＩＣＡが派遣した連邦農業農村開発省政策アドバイザー。これについては２０１８年から２０２０年度にかけて派遣しておりますが、このアドバイザーを通じて他州への普及支援が展開されています。

２つ目、岩城委員からいただきました御質問です。当該国でのコメ生産量増大において一番ネックとなっていることは何か。本案件の支援内容がコメ種子の品質向上に特化している理由は何でしょうかという御質問をいただきました。

ＪＩＣＡが実施したＣＡＲＤに係る調査及び連邦農業農村開発省政策アドバイザーによる現地調査、それから、ナイジェリアの国別稲作開発戦略を踏まえますと、コメ生産量増大における一番のネックは特に種子生産及び灌漑設備の不足であると明らかになっています。このうち、灌漑設備については、世銀による大規模な資金供給によって改善傾向にあることに加えまして、日本が協力するのは治安面の制約もあって難しい状況です。そのため、本事業ではもう一つの課題である種子生産にアプローチしています。一般的に品質が良く均質な種子を利用することで、既存の灌漑施設がそのままであったとしても、収量の増加と精米品質の向上を見込むことができます。そう

いうことも含めて、このアプローチはコメ生産量の増大においても効果的なものと考えています。

3つ目、岩城委員から、本案件実施によって見込まれる開発効果につき、具体的な生産量増大の見込みなど、数値での定量効果を示していただきたいというコメントをいただきました。

本案件の開発効果を定量的に示す指標として考えておりますのは、国立穀物研究所（NCR I）が生産に関与する育種家種子、原原種種子等の種子のそれぞれの生産量、それから、質については内部検査合格率で測定することを検討しております。

4つ目、岩城委員から、案件実施に当たり、対象地域の治安に問題はないのか。日本から専門家を派遣するに当たり、テロ等の危険につき十分に確認いただきたいというコメントをいただきました。

これについては、対象地域の一部であるナイジャ州については、この3月29日付で外務省渡航情報の危険レベルが2から3に引き上げられたところです。現段階では、想定される事業サイド近傍では危ない事案は発生しておりませんが、想定される協力の期間を見据えて対象地域の治安情勢についても注視していく必要があると認識しています。協力準備調査の中でも本案件実施の是非、協力の進め方、スコープ等について改めて検討を行ってまいります。

5つ目も岩城委員からです。アフリカ各国のコメ生産についてはこれまで様々な支援が実施されてきましたが、全体としての成果、課題、教訓についてのレビューは行われているのか。本案件形成に生かされている点等あれば御教示いただきたいというコメントをいただきました。

成果については、日本が指導し、アフリカ開発会議（TICAD）で約束して実施してきたCARDでは2008年より10年間でコメ生産倍増、1400万tから倍増の2800万tを目指して実施し、目標を達成しました。生産量は栽培面積掛ける単位面積当たりの収量で計算されるのですが、達成の要因は栽培面積拡大によるものが大きいです。栽培面積は実際に1.7倍になって、これによる単位面積当たりの収量は1.17倍という成果でした。

これに対して課題については、アフリカにおける人口増加やコメ食の広がりを受けてコメ需要がさらにアフリカで拡大していますので、CARDのフェーズ2では2019年から2030年までの期間でさらなる倍増、すなわち2800万tを5600万tに増やすことを目指しています。この達成のためには単位面積当たりの収量の改善をこれまで以上に進める必要があると考えておりますし、また、アジア等からの輸入米への対抗という観点からは売れる品質のコメを作っていくのも課題と考えています。

最後に、教訓として本案件に生かされる点ですが、単位面積当たりのコメの収量増加や品質の高いコメを栽培していくためには栽培、収穫、収穫後処理に係る技術の点

も重要となりますけれども、優良種子の増産・使用へ農業機械化の促進等も重要という教訓を踏まえまして、本案件では優良種子の増産・使用に焦点を当てて協力を進めます。

6つ目、岩城委員からです。技術協力との連携への言及がありますが、具体的にどのような技術協力でどのように本案件との連携を考えているのかという御質問についてです。

本事業の前段として、現在派遣されている個別専門家、農業開発アドバイザーが2020年2月から2022年2月まで派遣しておりまして、その連携を具体的には考えています。本事業のソフトコンポーネントのみでは十分に対応できないものとして、NCR Iの種子生産計画への助言であったり、国家農業種子協議会の認証種子の認証技術に関する研修を同専門家により補完したいと考えています。同専門家は農村地域における経済発展及びアグリビジネス、食料安全保障、栄養状態の改善に向けて、コメ種子の品質改善の方針策定やナイジェリア政府の国別稲作開発戦略の実施促進を通じた稲作振興指針だけでなく、日本とナイジェリアの民間企業の連携促進等を通じた農業セクター開発浸透にも取り組んでおります。

7つ目の質問で、松本委員から、案件概要書によると、生産された原原種種子は種苗会社に卸され農家に販売されるということである。所得水準が相対的に高いナイジェリアに無償資金協力を提供する理由として、人道上のニーズを挙げているのだから、本案件によって生産された種子については、無償もしくはかなり安価で提供すべきではないのかというコメントをいただきました。

これについては、NCR Iが生産する原原種種子の種苗会社への無償での販売は、長期的な財務持続性の観点からNCR I、種苗会社、農家の間で採算が取れないため、現実的ではなく、難しいと考えております。一方、本事業によりNCR Iが生産する育種家種子、それから、原原種種子の品質・量を向上させることで種苗会社による認証種子の生産量が増え、結果的に小規模農家が安価で良質な認証種子を購入できるようになり、コメ生産量や所得の向上につながり、ひいては人道上のニーズにも応えられると考えています。

8つ目、松本委員からの御質問です。種子の改良は、生産農家にとって肥料や農薬の農業資材の投入やコストを増加する要因にもなると考えます。また、生産拡大はコメの販売価格の下落を引き起こす可能性もあります。こうした副次的影響の可能性について、どのような見通しかという御質問をいただきました。

まず、農業資材の投入やコスト増の可能性について回答いたします。これはコメの品質にもよるのですが、一般的に改良種子のポテンシャルを完全に発揮するには肥料等の投入は必要になります。御指摘の点は正しい部分です。ただし、ナイジェリアでは認証種子の流通量が圧倒的に足りていないので、認証種子の増産により小規模農家が品質の良い種子を活用しやすくなるだけでも収穫量を期待することができま

す。また、ナイジェリアにおける現地の資材価格とかコメ販売価格に鑑みますと、肥料や農薬などの農業資材の適正投入と適正農法を用いることができれば、投入コストを上回るリターンを得られることが十分に期待できるような農業ビジネスの環境になっていきます。そのため、認証種子を購入した農家にとっては肥料や農薬の投入や農法の改善に取り組むインセンティブが働き、結果的にさらなる収穫量の増加につながっていくと考えています。

もう一つの御指摘の点、コメの販売価格への影響についてですが、これはナイジェリアのコメ需要と市場に鑑みますと、価格が下落する可能性は低いと考えています。ナイジェリアにおけるコメの需要は、人口増の影響もありまして、急激に高まっています。そのため、コメの国内供給量の増加が大きな価格下落を起こす可能性は低いのではないかと考えています。また、ナイジェリア政府は国内のコメ農家を守るため、輸入米を制限しておりますが、現在でも安価で悪質な輸入米が多く出回っているのが実態です。輸入米との競合による価格下落を防ぐ観点からも、国産の精米の品質向上が重要です。認証種子の品質向上は収穫時のもみの成熟度の均一化にもつながりますので、精米の品質向上にもつながると考えています。

9つ目、竹原委員からの御質問です。アフリカでは人口増加に伴い、今後、基幹作物をはじめとする食糧の確保が一層重要になることから、本案件は意義深いと思います。気象環境や土地の適性に合致する、生産性の高いコメ品種の選定も重要であると思いますので、具体的なお考えがあればお聞かせくださいという御質問に対して御回答します。

育種家種子については、ナイジャ州に位置するNCR I本部のみで生産されますが、各地方支部で生産される原原種種子のもととして供給されるもので、原原種種子は各地方支部でその土地の気象状況や土地の適性に合わせた種子が選定され、生産が行われます。すなわち、各地域の気象状況や土地の適性に合致するものが選ばれていく生産体制になっておりまして、それを支援する事業になります。

10個目が竹原委員からの御質問で、アフリカでは、国によってコロナの影響等から農作物が不作となり、食料不足が深刻化していると聞きます。本プロジェクトは、将来、ナイジェリア周辺国の食糧問題の解決に資することも視野に入れておられますでしょうかという御質問です。

これについては、将来的にはあり得るかもしれないのですけれども、まずは圧倒的に足りていない国内需要に対して供給が追いついておりませんので、ナイジェリア国内のコメ自給率の向上を目指すのを第一と考えています。

11個目、道傳委員から御質問をいただきました。人道上のニーズ、また、外交的観点からの支援が重要であることが説得的に伝わりました。石油・天然ガス産業に依存し、産業が多角化していない中で、それに代わる産業として農業を振興することは重要で、そのためにはコメの生産体制の強化にとどまらず、日本の技術が生かされる

生産から流通に関わるバリューチェーンへの支援や、民間セクターの振興についても支援が有効であると考えますが、どのような支援が行われていますでしょうかという御質問でした。

これに対して御回答しますと、連邦農業農村開発省政策アドバイザー、先ほども申し上げたもので、2018年から2020年まで派遣した専門家による活動の一環として、ナイジェリアの優先政策の一つでもある石油産業への依存体質改善のために、農業の産業化による産業構造の転換に関する政策提言を行いました。その中で、開発を強化すべき作物の提示、それから、バリューチェーン上のボトルネック分析等を実施しました。こうした成果を踏まえつつ、今年から連邦農業農村開発省に派遣している農業開発アドバイザー、専門家による活動を通じて、農業セクターでアフリカに進出する農業とナイジェリアの地場企業のマッチング促進であったり、農業セクターにおける民間企業との連携促進に係るナイジェリア政府への助言を行う予定です。このように、稲作だけではなく周辺の部分についても協力をほかの専門家派遣と連携して進めてまいります。

残り2つです。12個目、西田委員から、計画の背景ではNCR I本部及び地方支部における種子生産・収穫後処理の施設・機材の老朽化・不足が指摘されていますが、本計画内容では支援対象がNCR I本部のみのように見受けられます。その理由をお知らせくださいということです。

この回答としましては、ナイジェリアではコメ認証種子のもととなる原原種種子はNCR I本部及び地方支部で、さらにそのもととなる育種家種子はNCR I本部のみで生産されています。本部は地方支部に供給する育種家種子の生産拠点として重要な役割がありますので、本案件ではかんがい施設も含めたNCR I本部の施設改修及び機材整備を行う予定です。地方支部についても現時点では機材整備のみ協力を想定しておりますが、カウンターパートからのニーズ、資金体制、治安面等を総合的に協力準備調査で確認しまして、必要性和妥当性の観点から協力内容を決定する予定です。

最後、13個目、西田委員からいただきました。NCR Iへは本事業のほかにゲイツ財団による支援があるように記載されていますが、相互の支援が補完的に行われ、NCR Iの能力強化が一層図られるような検討はされているのでしょうかという御質問です。

ゲイツ財団はNCR I本部の研究ラボ、グリーンハウスを活用したデモファームに水を供給するための給水ポンプの設置を支援しました。このゲイツ財団の支援による研究ラボでは種子の品質改良、それから、デモファームでは改良された種子の栽培が行われますので、本事業でその種子を使用することから相互補完性があると考えております。

以上、13個いただいた事前のコメント、質問への御回答です。ありがとうございました。

- 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明者からの説明に対して追加の御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

もしよろしければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

3 個別案件に限らない問

- 小川座長 最後に、個別案件に限らない問ということで、説明者から委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- 花田課長 外務省開発協力総括課長の花田でございます。全部で3問、個別案件に限らない問いをいただいています。

最初に、岩城委員から、今回の議題案件でも技術協力案件との連携につき言及されているものが多いが「過去の類似案件の教訓と本計画への適用」にて連携を示唆するだけでなく、どのような内容の技術協力が議題案件の支援内容とどのように連携するのかという点について「計画概要」内に「技術協力との連携」などの項目を設けるなどし、具体的に記載いただけないかという問合せがございました。

これに対しましては、委員の御指摘のとおり、資金協力事業と技術協力の連携というものは開発効果の増大のために重要な論点であると私どももいたしましても認識しております。その上で、技術協力の連携が毎回、技術協力がそこに上手くかちつとはまるかどうかはケース・バイ・ケースというところがございますので、技術協力との連携が見込まれる案件につきましては、計画概要の「2. 計画の背景と必要性」の項目などにおきまして連携の内容を記載するように当然努めさせていただきたいと思っております。ただ、必ずしも全てそれに当てはまることではないので、当てはまる場合にはそのように記載させていただくように努めてまいりたいと考えております。

よろしければ、その次に、松本委員からも一つ、別の御質問をいただいております。今回挙げられた案件の中には、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジやコメの種子に関係するプロジェクトが異なる国から挙げられていた。協力案件の形成方法として、特定のセクターや分野で複数国の案件を同じタイミングで検討することはあるのか、御教示いただきたい。それによって、複数国での経験交流や教訓の共有ができる一方で、必要性があまり高くない国に類似の案件を形成しようとするインセンティブにもなるおそれがあるのではないかと推察するというところで、外務省の見解を問いたいと

いう御質問でした。

これにつきましては、ODA案件の形成に当たりましては、分野別の政策ですとか地域別政策を参照しつつ、各国の需要に合わせて、各国との協議に基づいて個別案件のニーズを踏まえながら進めていくのが通常ですし、当然のことですので、もちろん、相手国にとって必要性の低い類似の案件を言わば押しつけるような形での案件形成をしようという考えは外務省側にも毛頭ございません。

他方で、例えばですけれども、昨年度のコロナ禍に伴う第一次補正による経済社会開発計画などもそうですが、やはり多くの国々が必要としている、特に迅速な対応が求められるものについては、例えば今、例に挙げたコロナ禍での経済社会開発計画というものは医療とか保健分野に限って迅速に行った例でございますけれども、やはり事柄の性質に応じてそういったものも実際に求められるし、我々としてもそのような特定分野のニーズが高ければ、かつ、多くの国々からほぼ同時に求められるようなことがあれば、それは迅速に分野を絞ってやっていくことも必要なのではないかと考えております。また、それ以外の例といたしましても、各国での経験や教訓を活用することは重要ですし、その観点から、例えば農業分野のアフリカ稲作振興のための共同体（CARD）ですとか、あとは市場志向型農業振興（SHEP）のアプローチなど、分野ごとの優れたアプローチを広域展開することは行ってございます。

いずれにしましても、委員の御指摘のとおり、あくまでも押しつけのような形にならないように、相手国のニーズの把握は丁寧に行って参りたい。その上で効果的な案件形成に努めて参りたいと考えております。

もしよろしければ、そのまま続けさせていただきますが、3点目、道傳委員から、今回の候補となっていた8案件の中には、インフラの構築を通じて地域の連結性強化のための協力案件が複数見られた。インド太平洋構想の枠組みで、日本が推進する質の高いインフラ輸出の案件が具現化しているかという理解でよいかという問合せをいただきました。

これにつきましては、第一に、輸出自体は貿易の分野に属するものであって、開発とは同一ではございませんが、その上で申し上げますと、日本は御案内のとおり、自由で開かれたインド太平洋の実現のための取組の三本柱の一つとして、国際スタンダードに則った質の高いインフラの整備を通じた連結性の強化を掲げております。インド太平洋地域にとどまらず、質の高いインフラの整備による質の高い成長の実現は日本外交の重要な課題の一つでございます。その観点から、日本は質の高いインフラの国際スタンダード化を通じて、G7、G20を含む国際場裏でその重要性を発信して参った次第です。これらの理念に基づきまして、実際にODAですとか、あとは海外投融資を含むOOFを活用し、日本の高い技術を用いて途上国に対する質の高いインフラの整備を具体的に推進してまいりました。

委員の御指摘により直截にお答えしますと、今回の対象案件の中でも、議題にはな

りませんでした。ジンバブエの南北回廊北部区間道路改修計画（フェーズ2）ですとか、あとはケニアのモンバサ郡における高度道路交通システム導入計画につきましても、これは質の高いインフラを具現していくものと考えております。いずれにしましても、自由で開かれたインド太平洋の実現の観点も踏まえて質の高いインフラの整備を推進して参りたいと考えております。

すみません。駆け足になりましたが、以上でございます。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明者からの説明について追加で御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

松本委員、お願いします。

○ 松本委員 わざわざ、こういう個別案件以外のことにも丁寧にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

花田総括課長の今のお答え、2番目の私のところに対してですが、1点、非常に瑣末かもしれないのですが、では今回、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとコメの種子が、2件ですが、あったのは偶然と考えてよろしいのでしょうか。

○ 花田課長 基本は具体的なニーズに基づいて案件形成をつくってきた結果と考えております。

○ 松本委員 いや、私は同じような案件がたくさん出ることが悪いと申し上げているのではなくて、むしろ逆にまとめて議論してしまうことの効果もこの会議の中ではあるかと思ったので、逆にそういう場合には、今回、コメの種子のこういう似たような案件を2つ出しましたのでとっていただいても議論しやすいかなと思った次第です。

私がしゃべると、何か性悪説に立って私が話しているかのように思われるかもしれませんが、そのように身構えなくて結構ですので、私とすればより良いODAになるという意味ではまとめて話をするのも一つありかなと思った次第です。

以上です。

○ 花田課長 ありがとうございます。

そういうふうにも身構えてお答えしているつもりはないのですけれども、正直申し上げて、タイミングもございますので、案件形成がきちんと熟したときに皆様にお諮りするということもありますので、そこまで我々、全部コントロールし切った上でコメの種子の話を図ったように提案したということでは実はなくて、そういう意味ではたまたまそういう形になりましたし、ケース・バイ・ケースということでございました。

他方で、御指摘のとおり、似通っているものがあれば、それは比較もしながら御議論いただくことも有益かなとは思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

- 小川座長 ほかはよろしいでしょうか。
それでは、どうもありがとうございました。

4 報告事項②

岩城委員の退任について

- 小川座長 最後に、岩城委員におかれましては、今回の適正会議をもちまして任期満了になって御退任されることになりました。岩城委員より、御退任に当たりまして御挨拶を一言いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

- 岩城委員 どうもすみません。お時間をいただきまして、ありがとうございます。日本貿易会の岩城でございます。

この間、4年間でしたけれども、前任に続きまして日本貿易会からこの場に参加させていただきまして、国が推進している経済協力の個別の事業の審査、事前の審査、意見交換に加わるという大変貴重な機会を得られたことに感謝申し上げます。

私は実は商社出身で、営業の現場等で、無償であったり、技協であったり、円借款であったりというものを通じて仕事をしていましたが、その形成に至る、こういった案件の透明性の確保に向けた国の努力が身をもって感じた次第でございまして、大変貴重な経験を、また、いい勉強をさせていただいたと思っております。

それに際しましては、各委員の先生の皆様方から大変すばらしいというか、鋭いというか、御意見を提出されること。やはり立場とか環境、経験が違いますので、見る視点が、こういう見方もあるのだなということで大変、幅を広めさせてもらいましたので、各委員の方には大変感謝申し上げます。

また、JICAの方々には、我々といいますか、私のほうから細かい点、無知な点も含めていろいろな質問を出させていただきましたけれども、大変丁寧に忍耐強くお答えいただいております。今日もそうなのですが、本当にその姿勢には頭が下がる思いでございます。感謝申し上げます。

また、事務局の外務省国際協力局の関係者の方、局長を筆頭にされまして、我々、委員、私のような者も含めて、すごくフレンドリーに意見を聞いていただけるような場の設定とか、そういったアプローチ、コミュニケーションに大変気を遣われている

のも感じ取れましたので、この会議が非常にいい環境で進んでいるのを感じた次第でございます。

最後には、ちょっと内輪なのですけれども、日本貿易会は大きな組織ではないのですが、2～3人のスタッフと一緒に、いただいた案件に対するいろいろな事前の検討をしたりしておりました。また、日本貿易会にあります経済協力委員会の関係の方々がこの議論を聞いて仕事に生かしていらっしゃると思います。そういった日本貿易会としてのこの会の存在は非常に大きなものがございまして、また、逆にこういう会に我々としても貢献していかななくてはならないと感じた次第でございます。

長くなりましたが、皆さん方の御支援と御指導に厚く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

- 小川座長 岩城委員、どうもありがとうございました。

事務局からも御発言をお願いしたいと思います。

- 岡田審議官 審議官を務めております岡田でございます。本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

岩城先生には、4年間の長きにわたりまして、経済界の御知見を生かしていただき、議論に多大な御経験をいただきましたこと、本当に感謝いたします。ありがとうございました。

開発分野におきましても、民間の資金を活用するという重要性が増しております。そして、民間企業との連携といいますものがますます重要性を増してきていると思っております。そういった中で大変貴重な御意見をいただきましたこと、本当にありがたいと思っております。これまでの御尽力に感謝申し上げます。

これまでに岩城先生からいただきました御視点の点を踏まえながら、これからもODAの質の向上に努めてまいりたいと考えております。先生には今後も我が日本の開発協力におきまして引き続き御協力いただけましたら非常に幸いです。

本当にありがとうございました。

- 岩城委員 どうもありがとうございました。

5 事務局からの連絡

- 小川座長 これで閉会となりますが、閉会する前に、事務局から連絡事項について発言をお願いしたいと思います。

○ 花田課長 ありがとうございます。

岩城委員におかれましては、改めてありがとうございました。

岩城委員の御退任に伴う後任の委員につきましては、決定次第、また皆様のほうに御連絡を差し上げたく存じます。

次回の開催予定ですけれども、申合せどおり、6月29日火曜日に予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第56回「開発協力適正会議」を終了いたします。

岩城委員には本当に長い間、どうもありがとうございます。お礼申し上げます。